

愛南町都市計画マスタープラン策定支援委託業務 仕様書

1 業務名

愛南町都市計画マスタープラン策定支援委託業務

2 業務の背景及び目的

都市計画法第 18 条の 2 に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、都市の将来像や土地利用、都市施設などの整備方針を定めた都市計画の総合的な指針であり、愛南町（以下「本町」という。）では、平成 16 年 10 月の市町村合併以降、同計画が未策定の状況にある。

このような中、急速な人口減少・少子高齢化の進展及び社会経済情勢の変化により、本町の活力低下は顕著であり、既存集落のコミュニティの維持、固有の伝統文化の継承、近年激甚化する水災害リスクへの対応等、多岐にわたる地域課題に対して、地域特性に即したきめ細やかで実効性のある施策の展開が求められる。

加えて、南海トラフ地震による甚大な被害が近い将来発生することが予測されており、発災後の復興過程における人口流出と地域活力の衰退を最小限に抑制するため、現段階における事前の備えとして、本町の長期的かつ持続可能なまちづくりの方向性を明確に提示し、災害発生後の状況変化に柔軟に対応できるよう、「事前復興計画（ビジョン編及び事前復興まちづくり計画等）」の策定に着手したところである。

本業務は、これらの背景を踏まえ、行政と町民の協働のもと、長期的視点から本町全体の目指すべき都市構造を明確化し、各地域の特性を最大限に活かしながら、「人口減少社会に適応した町民が安心して暮らし、働き、子どもを産み育てることができる持続可能なまちの構築」を実現するため、本町の地域特性を踏まえた都市計画や土地利用等の総合的な指針となる「愛南町都市計画マスタープラン」を策定するものである。

3 対象地域

愛南町全域

4 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 27 日まで

5 提案限度価格

令和 7 年度業務に係る提案限度価格（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりとする。

金 9, 6 1 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税含む。）

なお、この価格は契約金額の限度を示すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。

6 管理技術者等

受注者は、都市計画マスタープラン策定業務に精通し、かつ高度な技術と十分な実務経験を有する技術者等を選定、配置するものとする。本業務の技術者として次のとおり管理技術者等を配置しなければならない。

なお、管理技術者及び主たる担当技術者は、本業務完了までの間、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者は、下記の資格のいずれかを有する者とする。

技術士(総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画)

技術士(建設部門：都市及び地方計画)

R C C M(都市及び地方計画)

(2) 照査技術者・主たる担当技術者

照査技術者及び主たる技術者は、下記のいずれかを有する者とする。

技術士(総合技術監理部門：建設一都市及び地方計画)

技術士(建設部門：都市及び地方計画)

R C C M(都市及び地方計画)

(3) 管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者は各々兼任できないものとする。

また、管理技術者および主たる担当技術者は、下記に示す同種又は類似業務の策定、改訂業務に従事した経験を有すること。

同種：市町村都市計画マスタープラン

類似：防災指針を含む「立地適正化計画」

(4) 管理技術者は、本業務で定める打合せ協議、策定懇話会等について、必ず同席するものとする。

7 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。ただし、以下は最低限実施すべき内容を示すものであり、企画提案等の内容、本町及び受注者との協議によって、業務の内容及び仕様等を変更することがある。

(1) 計画準備

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、業務の内容、実施方針、スケジュール、実施体制等を記載した業務計画書を作成する。

(2) まちづくりの現況と課題の整理

① 基本的事項の整理

都市計画マスタープランの目的と役割、位置づけ、構成、計画期間、計画策定の方針など、基本的事項を整理する。

② 上位・関連計画や社会動向の整理

第3次愛南町総合計画、愛南都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）などの上位計画及びまちづくりに係る各種関連計画等を整理し、今後のまちづくりの方向性や都市計画マスタープラン策定にあつて前提とすべき事項や調整・配慮すべき事項等を整理する。

併せて、都市計画マスタープラン策定にあたり配慮すべき国や愛媛県のまちづくりの方針や愛南町を取り巻く社会情勢の変化について整理する。

③ 現況特性の整理・分析

最新の都市計画基礎調査等の既存資料、各種統計データ、その他のオープンデータ等を活用し、愛南町の地域特性や土地利用、交通、地域経済、都市環境等の現状、動向等について整理する。

④ 町民アンケート調査の実施

町民の生活実態や生活環境等に対する満足度、今後のまちづくりに対する期待・意向等を把握し、計画に反映させるため、町民アンケート調査を実施する。

アンケート調査の実施に当たって、受注者は調査票の作成とともに、調査票等の印刷、配布・回収及び回収後のデータ入力・集計・分析等を行う。

■対象者：18歳以上の町民を対象に、3,000人を無作為抽出

（同一世帯居住者〔対象者以外〕のWeb調査での回答も可とする）

■実施方法：郵送による配布・回収（Web回答も可とする）

※アンケートの返信先（宛先）は「愛南町」とする。

⑤ まちづくりの課題の整理

以上の検討を踏まえるとともに、庁内関連部署等からの情報を収集し、本町のまちづくりの課題を整理する。整理にあたっては、都市計画やまちづくり等に関する国の都市政策の方向性、及び県等の施策動向等、近年の社会情勢等への対応に留意する。

(3) 都市計画マスタープラン（全体構想）の検討

① まちづくりの理念・目標の設定

まちづくりの課題を踏まえ、上位・関連計画との整合を図りつつ、全体構想の根幹となる都市づくりの理念・目標について検討を行う。

② 将来都市構造の検討

まちづくりの理念・目標を踏まえ、都市の骨格を形成する拠点、都市軸等の配置を検討するとともに、土地利用のゾーニングについて検討を行う。

なお、拠点等の設定にあたっては、災害後の復興まちづくりで目指す都市構造のあり方との整合が図られるように留意する。

③ 土地利用の方針の検討

将来都市構造に即して、土地利用方針を設定する。なお、方針の設定にあたっては、市街地部に加え半島部等を含む各集落の生活維持のあり方や災害リスクの軽減・早期復興を実現するための土地利用の規制・誘導等を鑑み検討する。

④ その他のまちづくりの方針の検討

将来都市構造及び土地利用の方針との整合を図りながら、道路・公園をはじめとする都市施設、都市環境・景観、防災等のまちづくりに関わる各分野の方針を検討する。

(4) 都市計画マスタープラン策定懇話会等資料作成

庁内における検討組織における議論と併せて、関係機関や学識経験者、地域の代表等が参画した委員会等、以下の会議の運営準備（会議資料作成等）及び出席・議事録作成等の支援を行う。

1. 愛南町都市計画マスタープラン策定懇話会（仮称）

（以下、「策定懇話会」という。）

2. 愛南町都市計画マスタープラン庁内検討会議

（以下、「庁内検討会議」という。）

3. 地域別意見交換会

4. 都市計画審議会

※ 庁内検討組織の会議運営・出席については、本業務の対象外とする。

ただし、庁内検討協議会用の資料作成等の支援は行うものとする。

※ 令和7年度の策定懇話会は、2回程度の開催を見込む。ただし、会議等の回数 は、協議等により変更ができるものとする。

(5) 報告書作成

以上の検討内容を取りまとめて、業務報告書を作成する。

(6) 打合せ協議

打合せ協議は年間4回を標準とし、協議記録等を作成し、提出する。なお、打合せ協議の回数は、業務の進捗状況等により、本町と受注者との協議により増減することがある。

8 成果品

成果品は、以下を見込んでいる。

- | | |
|----------------------|----|
| ① 業務報告書 A4版 簡易ファイル製本 | 1部 |
| ② 上記の電子データ (CD-R等) | 1部 |

(電子データファイルの形式)

※データ形式は、PDF及びMicrosoft Office Word又はPower Point形式とする。

- ③ 各種会議の協議記録等：一式

9 納品場所

愛南町役場 建設課

10 業務の実施

本業務の実施に当たっては、町と必要な協議打合せを十分行い、その指示に従って業務を進めるものとする。

11 成果品の所属等

この契約により作成される成果品の著作権等の取り扱いは、次のとおりとする。

- (1) 本業務で作成された報告書、データに関する著作権については、原則として町に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の問題等が生じた場合は、当該問題等の原因が専ら本町の責めに帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、本町は、係る問題等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

12 成果品の保障

本業務に伴うすべての納入物について、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、この処置に要する費用は受注者の負担とする。

13 業務の再委託

- (1) 原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。
- (2) 本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、当該業務に係る業務遂行能力を持つ者が責任を持って選定することとし、再委託して処理する内容、再委託の理由、再委託先の業者の名称、再委託業者において取り扱う情報、従事者の氏名及び経歴その他再委託先に対する安全性及び信頼性を確保する対策並びに管理及び監督の方法等を明記した書面を事前に提出し、町の承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、前項により再委託を行う場合には、受注者が町に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の業者に対しても、次項の「14 機密保持」に規定する事項等について、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取すること。
- (4) 再委託先は、「14 機密保持」について、受注者と同様の義務を負うものとする。
- (5) 受注者が再委託先の事業者の本業務を実施させる場合は、すべて受注者の責任と負担において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由とみなして、受注者が責任を負うものとする。

14 機密保持

- (1) 受注者は、その役職員その他業務に従事する者、又は従事していた者は、本業務の実施に際して知り得た町の情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的のために利用してはならない。受注者は、町から提供された個人情報及び知り得た個人情報について、「個人情報保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)」及び「愛南町個人情報保護条例(平成 17 年愛南町条例第 34 号)」に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。
- (2) 受注者は、町から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付に応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、本業務において受注者が作成する情報については、町からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、「愛南町情報セキュリティポリシー」に準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受注者において本業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて町の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、町から提供された要機密情報が業務完了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄すること。また、本業務において受注者が作成した情報についても、町からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 履行期間中及び当該業務を退いた後も、知り得た機密情報及び個人情報を漏らさないこと。

15 その他

本仕様書に明記されていない事項については、町と協議のうえ、指示又は承認を受けるものとし、一方的解釈によってはない。